

## 第 57 回通関士試験

《 3 》

### 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

試 験 問 題 (時間 1 時間 40 分)

#### 注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題用紙及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第 1 問の輸出統計品目表 (抜粋) 及び関税率表解説 (抜粋)、第 2 問の実行関税率表 (抜粋) 及び関税率表解説 (抜粋) は別冊に掲載されております。
- 5 第 3 問から第 7 問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

第1問 輸出申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、衣類の輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を使用して行う場合について、別紙2の輸出申告事項登録画面の統計品目番号欄((a)～(e))に入力すべき統計品目番号を、輸出統計品目表の解釈に関する通則に従い、別冊の「輸出統計品目表」(抜粋)及び「関税率表解説」(抜粋)を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に統計品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の統計品目番号にとりまとめる。
- 2 統計品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるもの(上記1によりとりまとめたものを含む。)がある場合には、その統計品目番号が異なるものであっても、これらを一括して一欄にとりまとめる。
- 3 上記2による場合に輸出申告事項登録画面に入力すべき統計品目番号は、上記2によりとりまとめる前の統計品目番号ごとの申告価格(上記1によりとりまとめたものについては、その合計額)が最も大きいものの統計品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 輸出申告事項登録画面に入力する統計品目番号((a)～(e))は、その統計品目番号ごとの申告価格(上記1及び2によりとりまとめたものについては、その合計額)が大きいものから順に入力するものとする。
- 5 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 6 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの品目の価格(CFR価格)には、次の費用等の額が含まれており、当該CFR価格にそれらの費用等の額が占める割合は、次のとおり。
  - イ 輸出者(売手)の工場から輸出港に到着するまでの運送に要する運賃・・・6%
  - ロ 輸出港における貨物の船積みには要する費用・・・・・・・・・・・・・・4%
  - ハ 輸出港から輸入港に到着するまでの海上運送に要する運賃・・・・・・・・・・・・・・8%
- 7 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの品目は、いずれも輸出統計品目表第11部に属するものであり、かつ、当該仕入書の品名に特に記載のあるものを除き、メリヤス編み又はクロセ編みのものに該当しないものとする。
- 8 別紙1の仕入書に記載された「Unisex anorak (Polyester 100%)」は、第54.07項の織物から製品にしたものであり、かつ、男子用の衣類であるか女子用の衣類であるかを判別することができないものとする。
- 9 別紙1の仕入書に記載された「Women's waterproof anorak (Polyester 100%)」は、第59.03項の織物類から製品にしたものとする。
- 10 申告年月日は、令和5年9月30日とする。

① 6109.10-1003	② 6109.10-9005	③ 6117.10-0006
④ 6117.80-0006	⑤ 6201.40-0004	⑥ 6202.40-0002
⑦ 6202.90-0001	⑧ 6205.20-0002	⑨ 6205.20-000X
⑩ 6210.30-000X	⑪ 6210.50-000X	⑫ 6214.20-0005
⑬ 6214.30-0002	⑭ 6214.90-0005	⑮ 6215.10-0006

# INVOICE

**Seller**

ABC COMPANY  
1-1, Kasumigaseki 3-chome,  
Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

**Invoice No. and Date**

ABC-340701 Sep. 10th, 2023

Reference No. FRB-230711

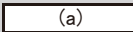


















<b>Buyer</b> XYZ Corp. 1125 E 8th Street Los Angeles, CA 90079		<b>Country of Origin</b> Japan		
		<b>L/C No.</b> LAIB-1010	<b>Date</b> Sep. 2nd, 2023	
<b>Vessel</b> Taiyo Maru	<b>On or about</b> Oct. 10th, 2023	<b>Issuing Bank</b>  LA International Bank		
<b>From</b> Tokyo, Japan	<b>Via</b>			
<b>To</b> Los Angeles, U.S.A.				
<b>Marks and Nos.</b>	<b>Description of Goods</b>	<b>Quantity</b>	<b>Unit Price</b>	<b>Amount</b>
		<b>Unit</b>	<b>per Unit</b>	<b>CFR US\$</b>
	Unisex anorak (Polyester 100%)	50	100.00	5,000.00
	Women's waterproof anorak (Polyester 100%)	7	220.00	1,540.00
XYZ  LOS ANGELES	Women's shawl (Lambs Wool 25%, Cotton 30%, Nylon 30%, Alpaca 10%, Angora goats 5%)	160	30.00	4,800.00
	Men's shirt (Cotton 100%)	75	20.00	1,500.00
	Men's plain T-shirt (Knitted, Cotton 100%)	250	10.00	2,500.00
	Tie (Knitted, Silk 100%)	140	40.00	5,600.00
		Total : CFR Los Angeles		US\$    20,940.00
Total :	35 Cases			
N/W :	110kgs			
G/W :	120kgs			
		ABC COMPANY		
		(Signature)		

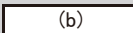


















輸出申告事項登録(大額)		入力特定番号
<input type="checkbox"/> 共通部 <input type="checkbox"/> 繰返部		
大額・少額識別	<input type="checkbox"/> L	申告等番号
申告等種別	<input type="checkbox"/> E	申告先種別
申告先種別	<input type="checkbox"/>	貨物識別
貨物識別	<input type="checkbox"/>	あて先官署
あて先官署	<input type="checkbox"/>	あて先部門
あて先部門	<input type="checkbox"/>	申告予定年月日
申告予定年月日	<input type="checkbox"/>	
輸出者	ABC COMPANY	
住所	TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 3-1-1	
電話	<input type="checkbox"/>	
申告予定者	<input type="checkbox"/>	
蔵置場所	<input type="checkbox"/>	
貨物個数	35	CS
貨物重量	120	KGM
貨物容積	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
貨物の記号等	<input type="checkbox"/>	
最終仕向地	USLAX	<input type="checkbox"/>
船(機)籍符号	<input type="checkbox"/>	
積出港	JPTYO	貿易形態別符号
貿易形態別符号	<input type="checkbox"/>	
積載予定船舶	<input type="checkbox"/>	TAIYO MARU
出港予定年月日	20231010	
インボイス番号	A	ABC-340701
インボイス価格	CFR	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	A

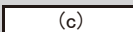


















輸出申告事項登録(大額)

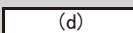


















入力特定番号 

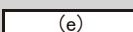


















共通部 繰返部

<1欄> 統計品目番号  品名   
 数量(1)   数量(2)    
 BPR按分係数  BPR通貨コード    
 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5)   
 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード   
 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 

<2欄> 統計品目番号  品名   
 数量(1)   数量(2)    
 BPR按分係数  BPR通貨コード    
 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5)   
 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード   
 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 

<3欄> 統計品目番号  品名   
 数量(1)   数量(2)    
 BPR按分係数  BPR通貨コード    
 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5)   
 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード   
 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 

<4欄> 統計品目番号  品名   
 数量(1)   数量(2)    
 BPR按分係数  BPR通貨コード    
 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5)   
 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード   
 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 

<5欄> 統計品目番号  品名   
 数量(1)   数量(2)    
 BPR按分係数  BPR通貨コード    
 他法令 (1)  (2)  (3)  (4)  (5)   
 輸出貿易管理令別表コード  外為法第48条コード  関税減免戻税コード   
 内国消費税免税コード  内国消費税免税識別 

実勢外国為替相場の週間平均値  
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
令和 5. 9. 3 ~ 令和 5. 9. 9	¥142. 00
令和 5. 9. 10 ~ 令和 5. 9. 16	¥140. 00
令和 5. 9. 17 ~ 令和 5. 9. 23	¥138. 00
令和 5. 9. 24 ~ 令和 5. 9. 30	¥139. 00
令和 5. 10. 1 ~ 令和 5. 10. 7	¥141. 00

## 第2問 輸入（納税）申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、アメリカから食材を輸入する場合の輸入（納税）申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき品目番号を、関税率表の解釈に関する通則に従い、別冊の「実行関税率表」（抜粋）及び「関税率表解説」（抜粋）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄（(f)～(j)）に入力すべき申告価格（関税率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

### 記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の品目番号にとりまとめる。
- 2 品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるもの（上記1によりとりまとめたものを含む。）がある場合には、その品目番号が異なるものであっても、これらを関税が有税である品目と無税である品目に分けて、それぞれを一括して一欄にとりまとめる。
- 3 上記2による場合に輸入申告事項登録画面に入力すべき品目番号は、次のとおりとする。
  - (1) 有税である品目については、上記2によりとりまとめる前の品目のうち関税率が最も高いもの（同一の関税率が適用される場合は申告価格（上記1によりとりまとめたものについては、その合計額）が最も大きいもの）の品目番号とし、10桁目は「X」とする。
  - (2) 無税である品目については、上記2によりとりまとめる前の品目のうち申告価格（上記1によりとりまとめたものについては、その合計額）が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 一欄に一品目のみに係る品目番号を入力することとなる場合であって、当該一品目の申告価格が20万円以下であるときは、その品目番号の10桁目は「E」とする。
- 5 輸入申告事項登録画面に入力する品目番号（(a)～(e)）は、その品目番号ごとの申告価格（上記1及び2によりとりまとめたものについては、その合計額）が大きいものから順に入力するものとする。
- 6 輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄（(f)～(j)）には、別紙1の仕入書に記載されている価格に、下記8、10及び11の費用が申告価格に算入すべきものである場合にはその額を加算した額（本邦通貨に換算した後の額）を入力することとする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 7 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。

- 8 別紙1の仕入書に記載されている「Frozen foie gras (Fatty liver of goose)」について、輸入者（買手）は、本邦にあるA社とライセンス契約を締結し、「Frozen foie gras (Fatty liver of goose)」にA社が商標権を保有する商標を付して国内で販売を行う権利の許諾を得ており、当該商標権の使用に伴う対価としてA社に「Frozen foie gras (Fatty liver of goose)」に係る仕入書価格の10%を支払う。なお、輸入者（買手）と輸出者（売手）の間には、当該対価の支払いについての取決めはないものとする。
- 9 別紙1の仕入書に記載されている「Frozen mussel (*Mytilus galloprovincialis*)」は、開殻のために必要な熱湯処理後に凍結したものであり、気密容器入りでないものとする。
- 10 別紙1の仕入書に記載されている「Frozen mussel (*Mytilus galloprovincialis*)」に係る輸入取引に関連して、輸入者（買手）と輸出者（売手）の双方を代理して、その受注、発注、交渉等、当該輸入取引の成立のための業務を行うB社に対して、輸入者（買手）は、仕入書価格とは別に、当該業務の対価として520米ドルの手数料を支払う。
- 11 別紙1の仕入書に記載されている「Frozen black truffle (*Tuber melanosporum*)」について、輸入者（買手）は、その梱包に使用する小売用の箱を輸出者（売手）に無償で提供する。輸入者（買手）は、仕入書価格とは別に、当該小売用の箱の提供に要する費用として250米ドルを負担する。
- 12 別紙1の仕入書に記載された食材については、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の規定に基づく税率の適用に必要な条件が具備されていないため、申告に当たっては当該税率を適用しないものとする。
- 13 輸入者（買手）、輸出者（売手）、A社及びB社のいずれの間においても特殊関係はない。
- 14 申告年月日は、令和5年9月30日とする。

① 0206.49-091E	② 0206.49-091X	③ 0207.53-0002
④ 0207.55-1002	⑤ 0307.32-0005	⑥ 0504.00-011E
⑦ 0504.00-011X	⑧ 0504.00-0991	⑨ 0709.56-0003
⑩ 0710.80-0904	⑪ 0811.20-200E	⑫ 0811.20-200X
⑬ 0811.90-230X	⑭ 0813.40-010X	⑮ 1605.53-9902



## INVOICE

## Seller

XYZ Corp.  
1125 E 8th Street  
Los Angeles, CA 90079

## Invoice No. and Date

XYZ-1124 Sep. 11th, 2023

Reference No. XYZ-0807

<b>Buyer</b> ABC Trading Co.,Ltd. HIGASHI 2-3, CHUO-KU, TOKYO, JAPAN		<b>Country of Origin</b> U.S.A.		
		<b>L/C No.</b>	<b>Date</b>	
<b>Vessel</b> Nihon Maru	<b>On or about</b> Sep. 21st, 2023	<b>Issuing Bank</b>		
<b>From</b> Los Angeles, U.S.A.	<b>Via</b>			
<b>To</b> Tokyo, Japan	<b>Payment Terms</b>			
<b>Marks and Nos.</b>	<b>Description of Goods</b>	<b>Quantity</b>	<b>Unit Price</b>	<b>Amount</b>
		<b>kgs</b>	<b>per kgs</b>	<b>CIF US\$</b>
	Frozen foie gras(Fatty liver of goose)	30	300.00	9,000.00
	Frozen sausage casing(Gut of pig(swine))	190	7.00	1,330.00
ABC TOKYO	Frozen mussel( <i>Mytilus galloprovincialis</i> )	650	15.00	9,750.00
Made in U.S.A.	Freeze-dried raspberry(Whole), no added sugar	15	29.00	435.00
	Frozen blueberry, no added sugar	35	20.00	700.00
	Frozen black truffle( <i>Tuber melanosporum</i> )	40	500.00	20,000.00
		Total : CIF TOKYO		US\$ 41,215.00
Total:	96 CTNS			
N/W :	960kgs			
G/W :	1,200kgs			
		XYZ Corp.		
		(Signature)		

輸入申告事項登録(輸入申告)

共通部

繰返部

申告番号

大額/少額  L 申告等種別  C 申告先種別  貨物識別  識別符号

あて先官署  あて先部門  申告等予定年月日

輸入者  ABC TRADING CO.,LTD.

住所  TOKYO TO CHUO KU HIGASHI 2-3

電話

蔵置場所  一括申告  申告等予定者

B/L番号 1  2

3  4

5

貨物個数  96  CT 貨物重量(グロス)  1,200  KGM

貨物の記号等  AS PER ATTACHED SHEET

積載船(機)  - NIHON MARU 入港年月日

船(取)卸港  JPTYO 積出地  USLAX -  貿易形態別符号  コンテナ本数

仕入書識別  電子仕入書受付番号  仕入書番号  XYZ-1124

仕入書価格  A -  CIF -  -

輸入申告事項登録(輸入申告)

共通部 繰返部

<01欄> 品目番号 (a) 品名 原産地 US 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (f) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<02欄> 品目番号 (b) 品名 原産地 US 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (g) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<03欄> 品目番号 (c) 品名 原産地 US 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (h) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<04欄> 品目番号 (d) 品名 原産地 US 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (i) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<05欄> 品目番号 (e) 品名 原産地 US 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (j) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

実勢外国為替相場の週間平均値  
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
令和 5. 9. 3 ~ 令和 5. 9. 9	¥142. 00
令和 5. 9. 10 ~ 令和 5. 9. 16	¥140. 00
令和 5. 9. 17 ~ 令和 5. 9. 23	¥138. 00
令和 5. 9. 24 ~ 令和 5. 9. 30	¥139. 00
令和 5. 10. 1 ~ 令和 5. 10. 7	¥141. 00

【選 択 式】 —— 各問題 2 点 ——

第 3 問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 本邦に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有しない個人が貨物を本邦に輸入しようとする場合には、税関関係手続及びこれに関する事項を処理させるための税関事務管理人を定めた上で、関税法の規定に基づく輸入の手続を行わなければならない。
- 2 原産地についての表示がされていない外国貨物については、輸入の許可を受けることができない。
- 3 関税法第73条第1項の規定による輸入の許可前における貨物の引取りの承認に係る申請があった場合に、輸入貨物である原料の在庫がなく工場の操業等に支障をきたすために、その申請者において特に輸入貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、税関長は当該承認をすることができることとされている。
- 4 輸入しようとする貨物について地域的な包括的経済連携協定（RCEP協定）における関税についての特別の規定による便益に係る税率の適用を受けようとする場合には、当該貨物がその種類又は形状によりその原産地が明らかであると税関長が認めたものであっても、当該協定の規定に基づく締約国原産地証明書又は締約国原産品申告書を税関長に提出しなければならない。
- 5 輸入しようとする貨物について予備審査制に基づく予備申告がされた場合には、当該貨物が保税地域に搬入された後でなければ、税関長は、輸入者に対し、当該貨物に係る税関検査の可否を通知することができないこととされている。

第4問 次の物品について、関税率表の適用上の所属を決定するにあたり、適用する関税率表の解釈に関する通則及び関税率表の類の注の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

乳児の皮膚及び頭髪を洗うためのシャンプージェルであって、水、有機界面活性剤、塩化ナトリウム、香料、くえん酸、ブチレングリコール、植物エキス及び賦形剤を含有する物品（小売用の500ミリリットルの瓶入りにしたもの）。本品は、シャンプーとして第3305.10号に分類されるものである。

通則及び関税率表の類の注		
1	通則 1	部、類及び節の表題は、単に参照上の便宜のために設けたものである。この表の適用に当たっては、物品の所属は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従い、かつ、これらの項又は注に別段の定めがある場合を除くほか、次の原則に定めるところに従って決定する。
2	通則 3 (b)	混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a) の規定により所属を決定することができないものは、この (b) の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。
3	通則 3 (c)	(a) 及び (b) の規定により所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。
4	通則 6	この表の適用に当たっては、項のうちのいずれの号に物品が属するかは、号の規定及びこれに関係する号の注の規定に従い、かつ、前記の原則を準用して決定するものとし、この場合において、同一の水準にある号のみを比較することができる。この6の原則の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、関係する部又は類の注も適用する。
5	第34類（せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品）注1	この類には、次の物品を含まない。 (c) せっけんその他有機界面活性剤を含有するシャンプー、歯磨き、ひげそりクリーム、ひげそりフォーム及び浴用の調製品（第33.05項から第33.07項まで参照）

第5問 次に掲げる物品のうち、関税率表第25類（塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント）に属するものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 食卓塩
- 2 人造コランダム
- 3 図画用のチョーク
- 4 ダイヤモンド
- 5 天然黒鉛

第6問 日本国とX国とを締約国とする二国間の経済連携協定に、下表1の原産地規則が定められている場合において、下表2のAからEまでの原材料を使用して製品YがX国において生産されたものとする。製品YのFOB価格が4,000円であるとした場合に、次の1から5までのうち、製品Yが当該協定に基づくX国の原産品とされるものはどれか。X国の原産品とされるものすべてを選び、その番号をマークしなさい。なお、原材料A、B、C、D、E以外の原材料は、製品Yの生産に使用されないものとする。

- 1 X国の原産材料である原材料EとX国の原産材料でない原材料A、B、C、Dを使用して生産された製品Y
- 2 X国の原産材料である原材料B、CとX国の原産材料であるかないかが不明な原材料A、D、Eを使用して生産された製品Y
- 3 X国の原産材料である原材料AとX国の原産材料でない原材料B、C、D、Eを使用して生産された製品Y
- 4 X国の原産材料である原材料A、DとX国の原産材料でない原材料BとX国の原産材料であるかないかが不明な原材料C、Eを使用して生産された製品Y
- 5 X国の原産材料である原材料BとX国の原産材料でない原材料C、DとX国の原産材料であるかないかが不明な原材料A、Eを使用して生産された製品Y

下表1

(原産地規則)	
<p>《原産品の要件》</p> <p>原材料割合が50%以上のものは、当該締約国の原産品とする。</p> <p>原材料割合の算定については、次の数式を適用する。</p> $\text{原材料割合 (\%)} = \frac{\text{FOB 価格} - \text{VNM}}{\text{FOB 価格}} \times 100$ <p>この場合において、「VNM」とは、製品の生産において使用された非原産材料の価格を合計した価額をいう。</p> <p>なお、非原産材料とは、原産材料とはされない原材料（原産材料であるかないかが不明な原材料を含む。）をいう。</p>	

下表2

原材料	原材料の価格 (円)
A	300
B	200
C	700
D	600
E	1,000

第7問 次に掲げる物品のうち、関税暫定措置法第8条の2第1項の特恵関税に関し、関税暫定措置法施行令第26条第1項第1号の特恵受益国等（同法第8条の2第1項に規定する特恵受益国等をいう。）において完全に生産された物品に該当するものはどれか。以下の関税暫定措置法施行規則第8条の規定を参考にし、該当するものすべてを選び、その番号をマークしなさい。

なお、次に掲げる物品については、各選択肢に記載されている特恵受益国等から本邦へ輸出されるものとし、また、各選択肢に記載されている材料以外の使用されうる材料については考慮しないものとする。

- 1 特恵受益国等以外の国の船舶により公海で採捕され、特恵受益国等であるA国で水揚げされたサーモン
- 2 特恵受益国等であるA国の船舶により公海で採捕されたサーモンを、A国において冷凍保存したもの
- 3 特恵受益国等であるA国で製造された機械を用いて、特恵受益国等以外の国において採掘され、A国に輸出された鉄鉱石
- 4 特恵受益国等以外の国で生産された金属材料を用いて、特恵受益国等であるA国において金型を製造した際に生じた金属の削りくず
- 5 特恵受益国等以外の国において生まれ、かつ、成育した牛から、特恵受益国等であるA国において得られた牛乳

(参考) 関税暫定措置法施行規則

(完全に生産された物品の指定)

第八条 令第二十六条第一項第一号（原産地の意義）に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 一の国又は地域（法第八条の二第一項又は第三項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。）において採掘された鉱物性生産品
- 二 一の国又は地域において収穫された植物性生産品
- 三 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物（生きているものに限る。）
- 四 一の国又は地域において動物（生きているものに限る。）から得られた物品
- 五 一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品
- 六 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物
- 七 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
- 八 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適するもの
- 九 一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず
- 十 一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品



【計 算 式】 —— 各問題 2 点 ——

第 8 問 外国貨物について輸入（納税）申告をしたが、納税後において、税関による関税についての調査に基づく指摘により、書面により備付け及び保存がされている関税関係帳簿に記載されている事項に関し、下表のとおり課税標準額及び適用税率に誤りがあることが判明し、修正申告をすることとなった。当該修正申告により納付すべき関税額には過少申告加算税が課されることとなった。その課されることとなった過少申告加算税の額を計算し、その額をマークしなさい。

	課税標準額	適用税率
修正申告前 (輸入（納税）申告時)	3,745,029円	7.3%
修正申告後	6,174,893円	8.1%

第9問 税関長の承認を受けて保税蔵置場に置かれた外国貨物であって、課税価格が6,944,911円のを、下表の経緯で輸入する場合に、当該外国貨物について納付すべき関税の額を計算し、その額をマークしなさい。

なお、当該外国貨物に適用される関税率は、経済連携協定Aに規定するものとし、同協定の規定により令和5年4月1日に下表のとおり変更されるものとする。

輸入（納税） 申告の日	輸入の許可前 における貨物 の引取りの承 認の申請の日	輸入の許可前 における貨物 の引取りの承 認の日	輸入の許可の 日	令和5年3月 31日以前の 経済連携協定 Aに規定する 関税率	令和5年4月 1日以後の経 済連携協定A に規定する関 税率
令和5年 3月29日	令和5年 3月30日	令和5年 4月3日	令和5年 4月10日	7.5%	3.8%

第10問 次の情報に基づき、輸入者Mが輸入する机500台について、関税定率法第4条の2に規定する同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定方法により課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者Mは、A国の生産者Xから無償で机500台を輸入する。
- 2 上記1の机と同種又は類似の輸入貨物に係る取引価格について、次に掲げるものが確認されている。これらはいずれも当該机の本邦への輸出の日に近い日に貨物が本邦へ輸出されており、かつ、関税定率法第4条第1項の規定を適用して課税価格が計算された事例であり、単価については取引数量により変わらないものであり、いずれも運賃込み条件（CFR）の価格である。
  - イ MがA国の生産者Yから類似の貨物700台を輸入した時の当該貨物の取引価格  
..... 4,000円/台
  - ロ MがA国の生産者Zから同種の貨物600台を輸入した時の当該貨物の取引価格  
..... 4,500円/台
  - ハ 輸入者NがXから同種の貨物700台を輸入した時の当該貨物の取引価格  
..... 5,000円/台
  - ニ 輸入者NがXから類似の貨物600台を輸入した時の当該貨物の取引価格  
..... 5,500円/台
  - ホ 輸入者LがXから同種の貨物700台を輸入した時の当該貨物の取引価格  
..... 6,000円/台
- 3 Mは、輸入貨物のA国から本邦までの運送に要する保険料70,000円を保険会社に支払う。ただし、当該机に損害がなかったため、保険会社からMに対し、保険契約に基づき支払った保険料のうち、30,000円が払い戻されることになっている。
- 4 当該机に係る輸入取引と当該同種又は類似の輸入貨物に係る輸入取引との間における差異は、これらの貨物の価格に影響を及ぼしていない。

第11問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、A国の輸出者X（売手）との間で、冷凍果実に係る売買契約を締結し、当該売買契約により当該冷凍果実を輸入する。
- 2 MとXとの間の当該売買契約には、次の事項が規定されている。
  - イ 単価（工場渡し価格）・・・・・・・・・・・・・・・・・・45円/kg
  - ロ 契約数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・55,000kg
  - ハ 品質不良等による変質の割合が契約数量の3%以内であれば、値引きやクレームの対象とはならない旨
- 3 Mは、当該売買契約に基づき、Xから冷凍果実55,000kgを輸入し、その代金をXに支払う。
- 4 Mは、当該売買契約に基づき本邦に到着した当該冷凍果実について、その輸入（納税）申告に先立ち検査機関Yに、自己のために検査を依頼したところ、品質不良により1,550kgが変質していることが判明した。
- 5 Mは、上記4の検査に要する費用としてYに80,000円を支払う。
- 6 Mは、上記の当該冷凍果実の代金及び検査に要する費用とは別に、当該冷凍果実の輸入に関し、次に掲げる費用を負担する。
  - イ A国のXの工場からA国の輸出港までの運送に要する費用・・・・・・・・・・20,000円
  - ロ A国の輸出港から本邦の輸入港までの運送に要する費用・・・・・・・・・・210,000円
  - ハ 輸入港における当該冷凍果実の船卸しに要する費用・・・・・・・・・・50,000円
  - ニ 輸入港から本邦所在のMの倉庫までの運送に要する費用・・・・・・・・・・30,000円
- 7 M、X及びYの間には、それぞれ特殊関係はない。

第12問 次の情報に基づき、輸入者Mが輸出者Xから1回目に輸入する家庭用電気機器150個に係る課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、A国の輸出者X（売手）との間において、家庭用電気機器900個に係る売買契約を締結し、当該売買契約により当該家庭用電気機器900個を輸入する。
- 2 MとXとの間の当該売買契約における当該家庭用電気機器1個当たりの価格（C I F 価格）は22,000円である。
- 3 当該売買契約において、当該家庭用電気機器900個の輸入は、1回の輸入当たりの輸入数量を150個として、6回の輸入に分けて行われることとされている。
- 4 Mは、当該売買契約に際して、当該家庭用電気機器の代金とは別に、Xが所有する当該家庭用電気機器に係る特許権の使用に伴う対価として、一時金900,000円をXに支払う。また、この一時金とは別に、当該売買契約における当該家庭用電気機器の価格には当該家庭用電気機器1個当たり150円の特許権使用料が含まれている。
- 5 Mは、当該家庭用電気機器に贈答用の特殊な包装を行うことをXに依頼しており、当該包装のために要する費用として、当該家庭用電気機器の代金とは別に、当該家庭用電気機器1個当たり2,000円をXに支払う。
- 6 課税価格に算入すべき費用は、当該家庭用電気機器900個に対して均等に配分するものとする。
- 7 MとXとの間には、特殊関係はない。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第13問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 航空機を輸出する場合において、外国における引渡しのため回航されるものについては、その回航のため初めて本邦を出発した後に、その旨を税関に届け出た時が輸出の具体的な時期となる。
- 2 通関業者が輸出申告の前にその輸出貨物の内容を点検して作成した「内容点検確認書」を輸出申告に際し添付したときは、税関長は、当該輸出貨物に係る現品検査を省略することとされている。
- 3 ふ中扱いに係る貨物についての関税法第67条に規定する検査及び輸出の許可は、当該貨物のはしけへの積載が完了する前に行うことができるものとされている。
- 4 輸出の許可後に貨物の価格を変更しようとする場合（数量の変更に伴い価格を変更しようとする場合を除く。）において、輸出申告書に記載した価格が20万円未満であり、かつ、本来輸出申告書に記載すべきであった価格が20万円未満であるときは、税関長は、輸出申告書に記載した貨物の価格の訂正を省略させることができることとされている。
- 5 関税定率法第17条第1項第1号の規定により再輸出免税の適用を受けて輸入された加工材料を輸入後に加工した貨物について、当該加工材料の輸入の許可の日から1年以内に輸出しようとする者は、税関長の承認を受けることにより、その輸出申告の際に、その輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書について税関長への提出を省略することができる。

第14問 次の記述は、関税率表における物品の所属の決定に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

関連する関税率表の類の表題は、以下のとおり。

- 1 第5類の類注において、毛皮は、第5類には含まないこととされている。
- 2 第9類の類注において、第09.04項から第09.10項までの異なる項の二以上の物品の混合物は、関税率表の解釈に関する通則3を適用して所属を決定することとされている。
- 3 第44類の類注において、活性炭は、第44類には含まないこととされている。
- 4 第70類の類注において、義眼は、第70類には含まないこととされている。
- 5 第88類の類注において、同類の無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まないこととされている。

関税率表の類の表題

第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第44類	木材及びその製品並びに木炭
第70類	ガラス及びその製品
第88類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

第15問 下表のAからEまでの各行の右欄（「物品」の欄）のa. からc. までの掲げる物品のうち、左欄（「関税率表の類」の欄）に掲げる関税率表の類に属さないものはどれか。次の1から5までのうち、その属さないものの組合せが正しいもの一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい組合せがない場合には、「0」をマークしなさい。

	関税率表の類	物品
A	第12類（採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物）	a. 大豆 b. 播種用の小麦 c. 食用の海藻
B	第22類（飲料、アルコール及び食酢）	a. 天然の鉱水 b. 蒸留水 c. 変性させてないエチルアルコール
C	第40類（ゴム及びその製品）	a. 加硫したゴム製のコンベヤ用ベルト b. 乗用自動車に使用するゴム製の空気タイヤ c. ゴム製の水泳帽
D	第65類（帽子及びその部分品）	a. 安全帽子（ヘルメット） b. 帽子用のあごひも c. 中古の帽子
E	第93類（武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品）	a. スポーツ用の散弾銃 b. 狩猟用のライフル c. 爆薬

- 1 A - c    B - b    C - b    D - b    E - b  
2 A - c    B - a    C - c    D - a    E - a  
3 A - a    B - c    C - a    D - c    E - c  
4 A - b    B - b    C - c    D - c    E - c  
5 A - b    B - a    C - b    D - b    E - a

第16問 日本国とA国とを締約国とする二国間の経済連携協定に以下の原産地規則が定められている場合において、次に掲げる物品のうち、当該協定に基づく締約国の原産品とされるものはどれか。以下の原産地規則を参考にし、当該協定に基づく締約国の原産品とされるもの一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、当該協定に基づく締約国の原産品とされるものがない場合には、「0」をマークしなさい。また、各選択肢に記載されている材料以外の使用されうる材料については考慮しないものとする。

- 1 B国（非締約国）から輸入したB国で収穫したトマト（第07.02項）を使用して、A国で生産されたトマトペースト（第20.02項）
- 2 C国（非締約国）から輸入したC国で収穫したパイナップル（第08.04項）を使用して、A国で生産されたパイナップルジュース（第20.09項）
- 3 D国（非締約国）から輸入したD国で収穫したトマト（第07.02項）を使用して、A国で生産されたトマトジュース（第20.09項）
- 4 E国（非締約国）から輸入したE国で生産したトマトペースト（第20.02項）を使用して、A国で生産されたトマトケチャップ（第2103.20号）
- 5 F国（非締約国）から輸入したF国で生産したマスタードの粉（第2103.30号）を使用して、A国で生産された調製したマスタード（第2103.30号）

（原産地規則）

《原産品》

この協定の適用上、次のいずれかの製品は、締約国の原産品とする。

- (a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される製品
- (b) 非原産材料を使用して当該締約国において生産される製品であって、《品目別原産地規則》を満たすもの

《完全に得られる製品》

次に掲げる製品は、締約国において完全に得られ、又は生産される製品とする。

- (a) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物生産品
- (b) 当該締約国において (a) に規定する製品のみから得られ、又は生産される製品

《品目別原産地規則》

関税分類	品目別原産地規則
第20.02項	生産において使用される第7類の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
第20.09項	第20.09項の製品への他の類の材料からの変更。ただし、パイナップル及びトマトが締約国において完全に得られるものであること。
第2103.20号	第2103.20号の製品への他の号の材料からの変更（第7類又は第20類からの変更を除く。）
第2103.30号	第2103.30号の製品への他の号の材料からの変更。ただし、非原産材料のマスタードの粉は使用できる。



第17問 次の記述は、関税法施行令第61条第1項第2号（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に規定する締約国原産品申告書（輸入貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるものであることを申告する書類）に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく締約国原産品申告書は、輸入貨物に係る輸入者が自ら作成することができる。
- 2 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定に基づく締約国原産品申告書は、輸入貨物に係る輸入者が自ら作成することができる。
- 3 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく締約国原産品申告書は、輸入貨物に係る輸入者が自ら作成することができる。
- 4 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定に基づく締約国原産品申告書は、輸入貨物に係る輸入者が自ら作成することができる。
- 5 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく締約国原産品申告書は、輸入貨物に係る輸入者が自ら作成することができる。





